

法務省刑総第1267号(例規)

平成28年10月19日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長 林 眞 琴
(公印省略)

事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)

本日付け法務省刑総訓第8号大臣訓令をもって事件事務規程(平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令。以下「規程」という。)の一部が改正され、本年12月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成28年政令第316号)により、本年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号。以下「刑訴法等一部改正法」という。)附則第1条第3号に掲げる規定が本年12月1日から施行されることに伴い、関係する事務処理の手続等が定められたものです。

つきましては、下記事項に留意した上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

記

第1 主な改正点について

1 自白事件の簡易迅速な処理のための措置の導入に伴う事件の受理手続を行う場合の追加等について(規程第3条及び様式第100号関係)

刑訴法等一部改正法により、即決裁判手続の申立てがなされた後、被告人が否認に転じるなどしたため、同申立てを却下する決定がなされるなどした事件について、証拠調べが行われることなく公訴が取り消され、公訴棄却決定が確定した場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第340条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができることとされた(刑訴法等一部改正法による改正後の刑事訴訟法(以下「法」という。)第350条の12)。

そのため、規程第3条第8号が改正され、前に公訴の取消しをした事件の受理手続を行う場合として、法第350条の12の規定により更に公訴を提起し

ようとするときが追加されるとともに、即決裁判手続の告知手続を行う際に、「即決裁判手続の申立てがなされた後、同意を撤回したこと等を理由として通常の手続に従って審判が行われることとなった場合には、一旦公訴が取り消されて捜査が行われ、再び公訴を提起されることがある」旨あらかじめ被疑者に説明して同意を得たことが明らかになるよう規程第62条第2項に定める即決裁判手続の告知手続書（様式第100号）に、その旨の記載が追加された。

2 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充に伴う弁解録取書様式の改正について（様式第35号及び第36号関係）

刑訴法等一部改正法により、裁判所及び捜査機関等は、身柄を拘束された被疑者・被告人に対して弁護人選任権を告知する際に、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならないこととされた（法第76条第2項、第77条第2項、第203条第3項、第204条第2項、第207条第3項、第211条、第216条）。

そのため、検察官が法第204条第1項の規定により被疑者に弁解の機会を与えた際に作成する規程第20条に定める弁解録取書（甲）（様式第35号）及び弁解録取書（乙）（様式第36号）が改められた。

なお、改正前の上記各様式においては、告知又は教示をする事項が弁解録取書の本文に記載されていたが、新たに教示すべき事項が加わり、告知又は教示をする事項が多くなったことに鑑み、より適切な告知及び教示を行う観点から、犯罪事実の要旨以外の告知又は教示をする事項は、別紙に記載されることとされた。

3 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入に伴う通知書の様式の新設等について（規程第121条の2及び様式第165号の2関係）

刑訴法等一部改正法により、検察官は、法第299条の4第1項から第4項までの規定による措置（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置）をとったときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならないこととされた（同条第5項）。また、刑事訴訟規則及び不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成28年最高裁判所規則第6号）による改正後の刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第178条の8は、法第299条の4第5項の通知は書面で行なければならないこととするとともに、同書面に記載しなければならない事項を定めている。

そのため、検察官が上記の通知をするときは、証人等の氏名等の開示に係る措置に関する通知書による旨を定める規程第121条の2が新設されるとともに、その様式が定められた（様式第165号の2）。

4 公判前整理手続等の請求権の付与に伴う請求書の様式の新設等について（規

程第130条の2及び様式第174号の2関係)

刑訴法等一部改正法により、検察官、被告人及び弁護人は、裁判所に対し、事件を公判前整理手続及び期日間整理手続（以下「整理手続」と総称する。）に付する旨の決定を請求することができることとされた（法第316条の2第1項、第316条の28第1項）。

これに伴い、検察官が整理手続に付することの請求を書面でするときは公判前・期日間整理手続請求書による旨を定める規程第130条の2が新設されるとともに、その様式が定められた（様式第174号の2）。

第2 運用上の留意点について

1 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充に伴う弁解録取書様式の改正について（様式第35号及び第36号関係）

上記第1、2記載のとおり、弁護人の選任に係る事項の教示の拡充に伴い、様式第35号及び第36号が改められ、犯罪事実の要旨を除く検察官が告知又は教示をする事項が別紙に記載されることとされたところ、別紙は弁解録取書の末尾に添付することとされたい。

なお、別紙についても、供述調書やその添付資料の場合と同様に、弁解録取書の最終葉との間に作成者の契印（割印）を要する（刑事訴訟規則第58条第3項）。

おって、様式第35号及び第36号の別紙をあらかじめ大量に印刷して用意しておく、取り違えて各様式に対応しない別紙を添付しかねないので、そのようなことのないよう留意されたい。

2 整理手続の請求権の付与に伴う請求書の様式の新設等について（規程第130条の2及び様式第174号の2関係）

事件を整理手続に付するか否かは、公判前整理手続にあつては「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認める」か否か、また、期日間整理手続にあつては「審理の経過に鑑み必要と認める」か否かによって、それぞれ裁判所が決することとなる（法第316条の2第1項、第316条の28第1項）ため、公判前・期日間整理手続請求書には、これらの必要性を明らかにする事項を記載されたい。

第3 様式の改正に係る経過措置について

今回改められた様式のうち、様式第37号、第38号、第100号及び第167号については、従前の様式による用紙が残存する限り、適宜修正を加え、これを使用することは差し支えない。

また、本年12月1日より前に検察官が法第204条第1項の規定により被疑者に弁解の機会を与える際、改正前の様式第35号及び第36号に代えて、改正後の様式第35号及び第36号に準じた様式を使用することは差し支えない。